

2. 林 地

(1) 基準地 番号	(2) 基準地の 所在地番	(3) 基準地の10 アール当たり の価格 (前年価格)		(4) 基準地 の地積 (㎡)	(5) 基準地の 利用の現 況	(6) 基準地の周辺 の土地の 利用の状況	(7) 交通接近状況				(8) 公法上の規 制	(9) 地域の 特性
		(円)	(%)				基準地 から搬出 地点まで の搬出方 法距離	搬出 地点 の道路 状況	最寄 駅及 び距 離	最寄 集落 及び 距離		
13	天草市河浦町河浦字 榎ノ尾1126番2	12,000 (13,000)	-7.7 (-13.3)	42,739	用材・雑 木 林 地 (杉・ 檜)	標高250m約20度 の東向傾斜面に雑木が 混在する杉檜の人工林 地域	公道 隣接 0m	県道 4.5m	本渡 港 27km	金山 1.6km	「都計外」 地森計	農村林地
14	上益城郡山都町島木 字西の迫1223番1	18,000 (19,000)	-5.3 (-9.5)	4,458	用材林地 (杉)	標高550m約30度 の北東向傾斜の地域で 杉の人工林地	鉄索 100m	林道 3.6m	南熊 本駅 38km	木鷲 野 1km	「都計外」 地森計	林業本場 林地
15	宇城市三角町波多字 品石3244番1	21,000 (22,000)	-4.5 (-4.3)	13,374	雑木林地	標高100m約30度 の東向傾斜の雑木林地 域	鉄索 200m	農道 3m	波多 浦駅 3.1km	浦 1.6km	「都計外」 地森計	農村林地

熊本県告示第808号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大谷川（527-1-020）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 小浦川右支川（527-1-021）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 鳴川1（527-1-022）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 大迫川（527-2-017）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 大迫谷 (527-2-018)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 大窪谷 (527-2-019)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 大窪 (527-2-020)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 名桐川 (527-2-021)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 名桐川左支川 (527-2-022)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 大谷谷 (527-2-023)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 大谷 (527-2-024)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 小串川 (527-2-025)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 小串川支川 (527-2-026)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 小浦川 (527-2-027)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 小浦川左支川 (527-2-028)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 尾串 (527-2-029)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 鳴川2 (527-2-030)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 名桐-1 (527-1-004-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 名桐-2 (527-1-004-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 小浦(B) (527-1-005)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 小浦(A)-1 (527-1-006-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 小浦(A)-2 (527-1-006-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 小浦(A)-3 (527-1-006-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 小浦(A)－4(527-1-006-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 小浦(A)－5(527-2-006-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 小浦(A)－6(527-1-006-6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 小浦(A)－7(527-1-006-7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 尾串(527-1-007)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 鳴川－1(527-1-008-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 0 鳴川－2（527－1－008－2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 1 名桐3－1（527－2－014－1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 2 名桐3－2（527－2－014－2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 3 名桐3－3（527－2－014－3）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 4 名桐3－4（527－2－014－4）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 5 赤仁田2－1（527－2－015－1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 6 赤仁田2－2（527－2－015－2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

(2) 天草市倉岳町浦  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

37 名桐4-1 (527-2-016-1)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市倉岳町浦

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

38 名桐4-2 (527-2-016-2)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市倉岳町浦

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

39 名桐4-3 (527-2-016-3)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市倉岳町浦

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

40 曲迫2-1 (527-2-017-1)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市倉岳町浦

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

41 曲迫2-2 (527-2-017-2)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市倉岳町浦

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

42 曲迫2-3 (527-2-017-3)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市倉岳町浦

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 小浦3 (527-2-019)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 目玉2 (527-2-020)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 鳴川上 (527-2-022)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底、上天草市龍ヶ岳町大道
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 鳴川2 (527-2-023)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 大窪-1 (527-2-025-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 大窪-2 (527-2-025-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類



- (4) 急傾斜地の崩壊  
政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 9 大谷（527-2-026）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 0 曲迫（527-2-027）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 1 目玉-1（527-2-029-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 2 目玉-2（527-2-029-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 3 目玉-3（527-2-029-3）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市倉岳町棚底
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第809号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 宮ノ尾川（宮ノ尾沢）（444-1-006）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町上早川、中横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 中尾（444-1-029）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 辻4（444-2-075）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町小鹿
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 辻3（444-2-076）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第810号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 玉虫2-1（441-2-008-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 玉虫2-2（441-2-008-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 下梅木3(441-2-017)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 滝園6(向山4)(441-2-098)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 滝園9(441-3-053)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 木の末5(小川野6)-1(441-3-060-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 木の末5(小川野6)-2(441-3-060-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第811号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定によ

り公示する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大園地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

(1) 次に掲げる土地に存する標柱6号と標柱5号を結んだ線、標柱5号と標柱17号を結んだ線、標柱17号と標柱16号を結んだ線、標柱16号と標柱15号を結んだ線、標柱15号と標柱18号を結んだ線、標柱18号から標柱25号までを順次結んだ線及び標柱25号と標柱6号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
6	玉名市	横島町横島字蚊喰原	1344-2
5	〃	〃	1327-2
17	〃	横島町大園字谷原	1021
16	〃	〃	1022-1
15	〃	〃	1022-1
18	〃	〃	1022-1
19	〃	〃	979-1
20	〃	〃	984
21	〃	横島町横島字蚊喰原	1329-1
22	〃	〃	1338
23	〃	〃	1352-1
24	〃	〃	1346
25	〃	〃	1304-1

(2) 次に掲げる土地に存する標柱7号と標柱26号を結んだ線、標柱26号と標柱27号を結んだ線及び標柱27号と標柱7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
7	玉名市	横島町横島字蚊喰原	1302-2
26	〃	〃	1303-1
27	〃	〃	1303-2

2 小路地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	山鹿市	鹿央町霜野字真堂浦	1501
2	〃	鹿央町霜野字本村	1254
3	〃	〃	1254
4	〃	鹿央町仁王堂字小路	99
5	〃	〃	99
6	〃	〃	56
7	〃	〃	59
8	〃	〃	65-2
9	〃	〃	65-1
10	〃	〃	41
11	〃	〃	19
12	〃	鹿央町霜野字本村	1268-1
13	〃	〃	1266-1
14	〃	〃	1295

熊本県告示第812号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの 種類

社会福祉法人グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター夢 山鹿市久原3825番地2	432100011	平成27年9月9日	訪問介護
------------------------------------	-------------------------------------------	-----------	-----------	------

**熊本県告示第813号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
高木医院	阿蘇郡産山村大字産山899	平成27年6月30日
大野耳鼻咽喉科気管食道科医院	八代市松江本町7-20	平成27年7月1日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
北田歯科医院	玉名市天水町小天3847	平成26年6月19日
平井歯科医院	山鹿市鹿本町来民698-5	平成26年9月30日
寺田歯科医院	宇城市小川町小川46-1	平成5年12月31日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あおい薬局 大津店	菊池郡大津町大津1210-1	平成27年7月12日
アイン薬局 八代店	八代市竹原町字空正1654-5	平成27年7月31日
有限会社南光薬局	天草市牛深町2061-9	平成27年7月31日

**熊本県告示第814号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
四ツ山クリニック	荒尾市四ツ山町三丁目1-4	平成27年8月11日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
---------	----------	-------

平井歯科医院	山鹿市鹿本町来民698-5	平成26年10月1日
--------	---------------	------------

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ぐんちく調剤薬局	八代市郡築一番町208-2	平成27年7月1日
パンダ調剤薬局	八代市大手町二丁目78-1	平成27年7月1日
新八代駅前薬局	八代市上日置町4447-11	平成27年7月1日

**熊本県告示第815号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
のぞわ医院	名称		平成27年8月1日
	野沢内科医院	のぞわ医院	
	所在地		
	菊池郡大津町大津1483-1	菊池郡大津町引水578-2	

**熊本県告示第816号**

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成27年9月8日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	誘惑遊女の貝遊び（オーピー） お天気キャスター晴れのち濡れて（オーピー） 女子大生 教師の前で（新東宝） 女弁護士 揉ませて勝訴（オーピー） 官能未亡人うごめく舌先（新東宝） 妹の匂いよろめきの爆乳（オーピー） そそる太股立たせるお手伝い（新東宝） 婚前診断欲求みだれ撃ち（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第817号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 加入区の名称  
竜北町加入区
- 発起人の住所及び氏名  
八代郡氷川町網道1464番地 松浦 健次郎  
八代郡氷川町網道937番地7 赤星 健二  
八代郡氷川町網道969番地11 高野 清年

- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
竜北漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成27年9月18日から平成27年10月2日まで
- 5 縦覧場所  
竜北漁業協同組合

**熊本県告示第818号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称  
有明町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
天草市有明町上津浦1068番地 川田 安次郎  
天草市有明町赤崎407番地 黒木 安  
天草市有明町上津浦1310番地1号 尾崎 文男
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
有明町漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成27年9月18日から平成27年10月2日まで
- 5 縦覧場所  
有明町漁業協同組合

**熊本県告示第819号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市石坂川字前田785番3（次の図に示す部分に限る。）、785番4、786番1
  - 2 指定の目的 落石の危険の防止
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第820号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 藤木川－1（441－1－009－1）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 藤木川－2（441－1－009－2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 藤木川-3（441-1-009-3）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 梅木川（441-1-010）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 上梅木川（441-1-011）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 栗山川（441-1-014）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 藤木沢1（441-2-010）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 藤木沢2（441-2-011）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部



- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 木の末沢(441-2-012)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 中入川(441-2-013)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 上梅木1(441-1-016)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 粒麦-1(441-1-018-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 粒麦-2(441-1-018-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 粒麦-3(441-1-018-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 15 向山-1(441-1-047-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 向山 2 (4 4 1 - 1 - 0 4 7 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 向山 3 (4 4 1 - 1 - 0 4 7 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 町 1 (4 4 1 - 1 - 0 5 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 上梅木 4 (4 4 1 - 2 - 0 1 9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 上梅木 5 (4 4 1 - 2 - 0 2 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 向山 (向山 2) (4 4 1 - 2 - 1 0 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 松ノ生3 (441-2-106)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 藤木5 (大平) (441-2-112)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 有水6-1 (441-2-121-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 有水6-2 (441-2-121-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 栗山1 (441-2-123)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 町4-1 (441-2-124-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 町4-2 (441-2-124-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 町4-3 (441-2-124-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 町3 (441-2-127)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 上梅木(上梅木7) (441-3-011)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 上梅木(上梅木8) (441-3-012)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 松ノ生7(木の末6) (441-3-061)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 藤木6 (441-3-062)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 藤木7 (441-3-063)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 有水7 (441-3-068)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 栗山3-1 (441-3-069-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 栗山3-2 (441-3-069-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 町6 (441-3-070)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 0 町 7 - 1 ( 4 4 1 - 3 - 0 7 1 - 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 町 7 - 2 ( 4 4 1 - 3 - 0 7 1 - 2 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 町 8 ( 4 4 1 - 3 - 0 7 2 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 町 9 - 1 ( 4 4 1 - 3 - 0 7 3 - 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 町 9 - 2 ( 4 4 1 - 3 - 0 7 3 - 2 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 町 1 0 - 1 ( 4 4 1 - 3 - 0 7 4 - 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 町 1 0 - 2 ( 4 4 1 - 3 - 0 7 4 - 2 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 47 町11(441-3-075)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 48 町12(441-3-076)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 49 町13-1(441-3-077-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 50 町13-2(441-3-077-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 51 町14-1(441-3-078-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 52 町14-2(441-3-078-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 町 1 4 - 3 ( 4 4 1 - 3 - 0 7 8 - 3 )  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 町 1 4 - 4 ( 4 4 1 - 3 - 0 7 8 - 4 )  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 町 1 5 ( 4 4 1 - 3 - 0 7 9 )  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 町 1 6 - 1 ( 4 4 1 - 3 - 0 8 0 - 1 )  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 町 1 6 - 2 ( 4 4 1 - 3 - 0 8 0 - 2 )  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 町 1 7 - 1 ( 4 4 1 - 3 - 0 8 1 - 1 )  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類



- 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 59 町17-2 (441-3-081-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 町18 (441-3-082)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 田畑5 (441-3-083)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 62 田畑6-1 (441-3-084-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 63 田畑6-2 (441-3-084-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 64 田畑7 (441-3-085)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第821号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 五ヶ瀬川（441-2-014）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 鍛鶴川-1（441-2-018-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 鍛鶴川-2（441-2-018-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 馬立2-1（441-1-064-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 馬立2-2（441-1-064-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 馬立2-3（441-1-064-3）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 馬立2-4 (441-1-064-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 馬立3 (441-2-132)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 赤松4 (441-2-133)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 赤松3-1 (441-2-134-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 赤松3-2 (441-2-134-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 五ヶ瀬4 (441-2-138)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 赤松1(441-2-153)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 姫椿5-2(441-3-066-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 姫椿6-1(441-3-067-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 姫椿6-2(441-3-067-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 馬立4(441-3-088)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 松尾川-3(445-1-011-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 松尾川-4 (445-1-011-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 岩井谷川1 (445-2-016)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 岩井谷川2 (445-2-017)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 後谷川1 (445-2-018)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原、御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 後谷川2 (445-2-019)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原、御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 片布田川-2 (445-2-032-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 25 本葛原1-1(445-1-118-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 本葛原1-2(445-1-118-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 本葛原1-3(445-1-118-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 日南田1(445-1-119)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 赤木2-1(445-1-120-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 赤木2-2(445-1-120-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 赤木1(445-1-121)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 金福寺 1-1 (4 4 5-1-1 2 2-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 金福寺 1-2 (4 4 5-1-1 2 2-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 金福寺 1-3 (4 4 5-1-1 2 2-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 金福寺 2-1 (4 4 5-1-1 2 4-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 金福寺 2-2 (4 4 5-1-1 2 4-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 下柚木 1 (4 4 5-1-1 3 3-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - 3 8 下 柚木-2 (445-1-133-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - 3 9 下 柚木-3 (445-1-133-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - 4 0 下 柚木-4 (445-1-133-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - 4 1 柚木1 (445-1-134)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - 4 2 赤木3-1 (445-2-284-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - 4 3 赤木3-2 (445-2-284-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類



- 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 金福寺3 (445-2-285)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町三ヶ  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 久保野 (445-2-305)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町葛原  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 柚木2 (445-2-308)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町柚木  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 柚木3-1 (445-2-309-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町柚木  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 柚木3-2 (445-2-309-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町柚木  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 柚木4 (445-2-310)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町柚木  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 50 柚木5(445-2-311)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第822号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の  
 供用を開始する。  
 その関係図面は、平成27年9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保  
 全課において一般の縦覧に供する。  
 平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	竈門菰田山 鹿線	山鹿市椿井字舛形 241番1地先から 山鹿市西牧字下津留 695番地先まで	150.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年9月18日

**熊本県告示第823号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の  
 供用を開始する。  
 その関係図面は、平成27年9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保  
 全課において一般の縦覧に供する。  
 平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字中園 4021番4地先から 同所 4024番1地先まで	99.0	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成27年9月18日

**熊本県告示第824号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の  
 供用を開始する。  
 その関係図面は、平成27年9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保  
 全課において一般の縦覧に供する。  
 平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	443号	下益城郡美里町大字中字山ノ神 1776番2地先から	78.0	活力基盤 改築

		同所 1775番5地先まで		
--	--	------------------	--	--

2 供用を開始する期日 平成27年9月18日

**熊本県告示第825号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	湯出大口線	水俣市湯出字大丸 1000番1地先から 同所 995番5地先まで	52.5	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年9月18日

**熊本県告示第826号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	植木インター 一菊池線	菊池市七城町砂田字間所 1093番2地先から 菊池市七城町甲佐町字魚取 353番2地先まで	180.0	防交交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成27年9月18日

**熊本県告示第827号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	西の園中里 線	球磨郡水上村大字岩野字西ノ園 3484番5地先から 同所 3484番3地先まで	60.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年9月18日

**熊本県告示第828号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字岩城字大戸 3029番1地先から 同所 3031番地先まで	20.0	単道施

2 供用を開始する期日 平成27年9月18日

熊本県告示第829号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

捜査用車（ワゴン） 14台

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成27年10月9日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

公 告

熊本県公告第619号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により実施した平成27年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成27年度職業訓練指導員試験合格者

受験番号	1、2、4、5、9、10、11、14、15、16、17、18
------	--------------------------------

熊本県公告第620号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町花立一丁目4157番1、同4157番4及び同4157番5  
1,090.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北一丁目8番30号  
株式会社施

### 熊本県公告第621号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量  
捜査用車(ワゴン) 14台
  - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
  - (3) 調達物品の仕様等  
発注仕様書による。
  - (4) 納入期限  
平成28年3月25日(金)
  - (5) 納入場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部 警務課
  - (6) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (7) 入札金額  
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
  - (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
  - (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(5)までに掲げる条件の全てを満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に間に合わないことがある。  
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間  
公告の日から平成27年10月9日(金)午後5時まで  
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等の入手先  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部警務課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県警察本部警務課の審査を受ける期間には、公告の日から平成27年10月19日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の競争入札参加確認申請書の提出期間内に間に合わないことがある。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件を満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2(5)の仕様適合証明願（書）
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を1つのファイルに集約のうえ電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法等を記入の上電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成27年10月23日（金）午後5時まで
- (4) 提出先  
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成27年10月23日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札手続及び入札仕様に対する質問についての回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成27年11月2日（月）まで行うことができる。
- (3) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年10月30日（金）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成27年11月2日（月）午前10時  
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年10月30日（金）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書

を入れること。  
 (4) 開札の方法及び日時等  
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等  
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効  
 次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金  
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否  
 要

(2) 契約の締結期限  
 落札者の決定の日から起算して10日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者の決定の日から起算して5日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合  
規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- ウ 契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- (ア) 提出書類  
入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
- (イ) 添付書類  
イ(ア)に該当する場合 履行保証保険証券  
イ(イ)に該当する場合 入札関係様式に定める履行証明願(書)
- (ウ) 提出期限 5(3)の期限
- (エ) 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。  
熊本県出納局管理調達課調達班  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased:  
An unmarked patrol car (Wagon type) 14
- (2) Delivery period:  
March 25th, 2016
- (3) Delivery Place:  
Kumamoto Prefectural Police Headquarters  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8610, Japan
- (4) Date and Place for tender:  
Date: November 2nd, 2015, 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:  
Management and Purchasing Division Treasury Bureau  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :  
Tender must arrive no later than October 30th, 2015
- (7) Other:  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen



**登 載 依 頼**

**熊 本 県 教 育 委 員 会 公 告 第 2 8 号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年9月18日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
 県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れ  
 ア ノート型コンピュータ 1,403台  
 イ その他周辺機器及びソフトウェア
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 熊本県教育庁教育政策課広報・情報班  
 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
 平成27年7月16日
- 4 落札者の名称及び住所  
 株式会社JEC C 営業本部  
 東京都千代田区丸の内3-4-1
- 5 落札金額（月額）  
 3,147,984円（うち消費税及び地方消費税の額233,184円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札公告日  
 平成27年6月5日

**熊 本 県 公 共 事 業 再 評 価 監 視 委 員 会 公 告 第 4 号**

平成27年度第3回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成27年9月18日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
 平成27年10月14日（水）  
 午後1時00分から午後5時15分まで
- 2 開催場所  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事（予定）  
 平成27年度公共事業再評価対象事業について（詳細審議）
- 4 傍聴者の定員  
 10人
- 5 傍聴手続  
 (1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。  
 (2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）  
 電話 096-333-2490

**正 誤**

平成27年3月31日熊本県訓令第2号（熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	28	つ繰り上げる。 第19条第1項中「本庁総務部	つ繰り上げる。

		市町村・税務局市町村行政課長」を「本庁総務部市町村・税務局市町村課長」に改める。 第 20 条第 1 項中「本庁総務部市町村・税務局市町村行政課」を「本庁総務部市町村・税務局市町村課」に改める。	
3	4 9	限る。)」に改め	限る。)」に
3	5 4	削り、同号を同項第 1 2 号とし	削り
4	7	第 28 条第 1 項中第 4 号	第 28 条第 1 項第 4 号
4	2 7	(12) 用地等の買収、使用及び損失補償に係る支出負担行為をすること。 第 66 条第 3 項中第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、第 1 3 号を第 1 2 号とし、第 1 4 号を第 1 3 号とする。	(12) 用地等の買収、使用及び損失補償に係る支出負担行為をすること。
4	2 8	第 67 条	第 67 条第 1 項
4	3 1	「第 10 条第 1 項第 2 6 号」の次に「から第 3 2 号まで及び第 3 4 号」	「第 2 6 号から」の次に「第 3 2 号まで及び第 3 4 号から」
4	6 1	第 80 条第 1 項第 2 号	第 2 号
5	2	第 1 2 号とし、第 1 4 号を第 1 3 号とする	第 1 2 号とする
5	3	第 1 2 号とし、第 1 4 号を第 1 3 号とする	第 1 2 号とする
5	1 0	第 1 2 6 条第 1 号	第 1 2 6 条第 1 項第 1 号
5	5 1	県央広域本部宇城地域振興局の項中「 総務企画課 福祉課 」を「 総務福祉課 」に、「 維持 景観 管理調整課 建築課 」を「 維持管理調 整課 」に改め、同表	県央広域本部宇城地域振興局の項、
5	5 6	課税第一課の項及び課税第二課の項	課税第一課の項
5	5 7	課税第一課 課税第二課	課税第一課
6	1 0	9 公営住宅等の中間検査に関すること。 10 宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事の規制に関すること。	9 公営住宅等の中間検査に関すること。
6	1 1	1 1	1 0
6	1 2	1 2	1 1
6	1 4	1 3	1 2
6	1 8	別表第 4 総務振興課の項分掌事務の欄第 6 号	別表第 4
6	1 9	改め、同欄に次のように加える。	改める。

			同表総務振興課の項分掌事務の欄に次のように加える。
6	2 3	別表第 4	同表
6	2 5	加え、同部福祉課の項を削る。	加える。
6	5 4	維持管理調整課の項分掌事務の欄	維持管理調整課の項
6	6 0	分掌事務の欄第 1 0 号中「(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)」を削り、同欄	分掌事務の欄
6	6 5	別表第 6	別表第 6 農林部の部
7	1	欄第 7 号中	欄中
7	1 8	9 公営住宅等の中間検査に関する事 1 0 宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事の規制に関する事	9 公営住宅等の中間検査に関する事。
7	1 9	1 1	1 0
7	2 0	1 2	1 1
7	2 2	1 3	1 2
7	4 5	同欄中	同号中
7	6 4	同欄中	同号中
8	3	欄第 7 号中	欄中
8	1 0	同項の次に次のように加える。 景観建築課 1 開発行為等の規制に関する事。 2 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事。 3 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準 ( 5 ) 及び ( 6 ) に掲げる事項に係る審査及び指導に関する事。 4 建築士に関する事。 5 建築に関する事。 6 優良宅地及び住宅の認定に関する事。 7 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関する事。 8 公営住宅等の中間検査に関する事。	同部景観建築課の項を削る。

		<p>9 宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事の規制に関する事 こと。</p> <p>10 営繕に関する事 こと。</p> <p>11 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定による建築物に係る措置等に関する事 こと。</p> <p>12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に該当する建設工事をいう。）に関する事 こと。</p>	
8	1 8	第 1 6 号	同欄第 1 6 号
8	3 1	同欄中第 2 2 号を第 2 0 号とし、第 2 3 号	第 2 2 号
8	3 7	総務福祉課	福祉課
8	4 5	同欄中	同号中
8	5 1	<p>4 自動車取得税及び自動車税の減免申請の受付に関する事 こと。</p> <p>別表第 1 7 土木部の部技術管理課の項分掌事務の欄第 6 号中「技術管理景観課」を「技術管理課」に改める。</p>	<p>4 自動車取得税及び自動車税の減免申請の受付に関する事 こと。</p>
8	5 9	第 1 6 号	同欄第 1 6 号